

「平成29年度東北地域高度シニア人材派遣事業」業務の請負先の公募について

下記について請負先を募集しますので、受注を希望される場合は見積書等を提出して下さい。

平成30年1月5日

支出負担行為担当官
東北経済産業局総務企画部長 土橋 秀義

1. 契約概要

(1) 請負業務の名称等

「平成29年度東北地域高度シニア人材派遣事業」業務

(2) 業務内容及び実施場所

別紙仕様書のとおり

2. 参加資格

オープンカウンターに参加することができる者は、見積書提出期日において、次の各号に定めるすべての事項を満たす者とする。

- (1) 経済産業省所管の契約に係る競争参加者資格審査事務取扱要領(昭和38年6月26日付け38会第391号)に基づいた、平成28・29・30年度経済産業省競争参加資格(全省庁統一規格)において「役務の提供等」の「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされ、競争参加地域を「東北」としている者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しない者。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者。

3. 質問方法及び問い合わせ先

(1) 質問方法

電話またはFAXの受付とし、受付時間は次のとおりとする。

9:30~12:00、13:30~16:30(但し、土曜日、日曜日等閉庁日を除く。)

(2) 業務内容に関する問い合わせ先

東北経済産業局 地域経済部 産業支援課

電話 022-221-4882

FAX 022-265-2349

(3) 見積書提出に関する問い合わせ先

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電 話 022-221-4869

F A X 022-261-7390

4. 見積書等の提出期限等

(1) 提出期限

平成30年1月12日（金） 12:00

(2) 提出方法

1) 電子調達システムを利用した提出

政府電子調達（G E P S） URL : <https://www.geps.go.jp/#>

2) 紙による提出

a. 提出先

〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3番1号 仙台合同庁舎B棟4階

東北経済産業局総務企画部会計課調度係

電 話 022-221-4869

b. 提出する書類

ア 見積書

イ 2. (1)に係る競争参加資格証明書の写し。ただし、同一年度内におけるオープンカウター案件への2回目以降の見積書提出時は不要とする。

c. 見積書に関する注意事項

ア 様式は任意とする。

イ 2. の要件を満たす法人の場合は社印及び代表者印を押印すること。

ウ 見積書の宛名は「支出負担行為担当官 東北経済産業局総務企画部長」とし、日付は提出日とすること。

エ 消費税額の円未満の端数は切り捨てとすること。

オ 見積書の提出にあたっては、見積金額の内訳を記載すること。

5. 電子調達システムの利用

- ・本件は、電子調達システムを利用した手続により、実施するものとする。
- ・ただし、紙による提出も可とする。

6. その他

- ・本件は、請書の提出を要する。
- ・請負先の決定方法は、期限内に見積書を提出した者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者とする。
- ・結果は落札者に通知するほか、局ホームページにて公表する。
- ・受注した場合の支払いは、後日銀行振り込みとし、当局が請求書を受理してから30日以内とする。

仕様書

1. 事業の名称

平成29年度東北地域高度シニア人材派遣事業

2. 事業の概要

東北経済産業局（以下「当局」という。）では、平成26年度より、独立行政法人中小企業基盤整備機構東北本部、東経連ビジネスセンターとの共催により、企業支援のあり方を見直し、機能・連携強化の具体的な方策を検討するため、「東北支援人材サミット」を開催し、「企業へ寄り添い経営課題を引き出し、顕在化する支援者（伴走型支援者）とその経営課題を解決できる専門性の高い支援者（専門的支援者）をマッチングし、双方の能力を高めるためのネットワーク化、仕掛けづくり」について議論を重ねてきた。

上記サミットの議論において、地域中小企業が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により、高度化・複雑化している中、近年、「新現役」と称される、各業界を退職した方または近く退職を予定している方が、「専門的支援者」として活躍する事例が増えていること、彼らは、豊富な経験・専門知識・人的ネットワークを活かして、地域中小企業の生産性改善や販路拡大等、高度な経営課題の解決にあたっていることが分かった。

当局では今年度、東北地域内外の新現役人材をはじめとした専門的支援者の中から、東北地域の企業に対する個別支援が可能な支援者を抽出し、東北地域の企業が抱える高度な経営課題を解決し得る「高度シニア人材」のデータベースを構築したところであるが、この度当該データベースを活用し、高度シニア人材と経営課題を有する東北地域企業とのマッチング機会を創出することを目的として、本事業を実施する。

具体的には、東北六県から上記高度シニア人材（以下「専門家」という。）による経営課題解決を希望する企業（以下「支援対象企業」という。）を募集し、各企業に対して最大3回程度の「専門家派遣事業」を実施する。

3. 業務内容

請負事業者は以下の業務を遂行し、完了させるものとする。

(1) 支援対象企業及び専門家の連絡調整並びに専門家に対する謝金、旅費の支払業務

支援対象企業は、当局が公募を行い、当該企業から提出された「支援申込書」の内容を踏まえて、派遣する専門家を決定する。

支援対象企業の所在地は、東北六県とし、原則専門家1名が各3回訪問することを想定する。企業数は、東北六県から地域・業種・課題内容等も考慮して、10社程度とする。

なお、具体的な訪問先、日程、専門家の選定にあたっては、当局の担当者（以下「当

局担当者」という。)と相談のうえ決定し、訪問の際は、可能な限り当局担当者が同行するものとする。

謝金、旅費の支払額については、支払前に当局担当者に提示するとともに、専門家に対して謝金、旅費の必要性を確認のうえ支払いを行うこと。また、法令に基づき源泉徴収等の課税については適正に行うこと。

謝金及び旅費の支払予定額は、別紙算出根拠により算定した金額とするが、業務終了後に専門家への謝金及び旅費の支払実績額をもって、それぞれ精算するものとする。

(2) 報告書の取りまとめ業務

1回の専門家派遣ごとに、専門家に対して「専門家派遣報告書」の作成・提出を依頼し、取りまとめること。

なお、「専門家派遣報告書」の様式は当局にて別途定める(A4 1~2枚程度で、日時、対応者、企業概要、経営課題の内容及び支援内容等を含むものとする)。

4. 納入物

3.(2)による報告書を取りまとめ、電子媒体(Microsoft Word)を保存したCD-R 2部

5. 事業実施期間

契約締結日から平成30年3月30日までとする。

6. その他

- ・ 本事業の遂行にあたり、本仕様書等への疑義あるいは不明点等が生じた場合には、当局担当者に相談・協議を行うこと。また、仕様書に定める以外の事項等については、当局担当者と協議の上決定すること。
- ・ 本事業の実施にあたり、トラブルが発生しないよう十分に注意すること。万が一、トラブルが発生した場合、速やかに当局担当者に状況を報告すること。
- ・ 本事業の実施に際して、当局及び専門家と適宜打ち合わせを行い、仕様書に定める以外の事項等については、当局担当者と協議し決定すること。
- ・ 業務の遂行に際して、知り得た情報等については、いかなる理由をもっても請負業務期間中及び終了後においても、第三者に漏らしてはならない。また、情報漏えいに対する措置を講ずること。
- ・ 本事業で生じた知的財産及び納入物にかかる使用及び処分に関する一切の権利は、当局に帰属するものとする。

7. 本件に関する問い合わせ先

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1

東北経済産業局 産業支援課(担当:五十嵐、六沢、高野)

TEL: 022-221-4882 FAX: 022-265-2349

算出根拠

専門家の謝金及び旅費については、以下を根拠に算定する。

1. 謝金

- 1) 単価は1時間あたり4,769円とする。
- 2) 専門家派遣回数は30回とし、1回あたりの稼働時間は2時間とする。

2. 旅費

- 1) 旅費は請負者基準で算定する。
- 2) 出発地、到着地、訪問回数は以下のとおりとする。
- 3) 専門家の行程はいずれも日帰りとする。

(出発地)	(到着地)	(訪問回数)
① 東京都(23区内)	宮城県仙台市	3回
② 宮城県仙台市	岩手県盛岡市	3回
③ 宮城県仙台市	岩手県花巻市	3回
④ 宮城県仙台市	秋田県秋田市	3回
⑤ 宮城県仙台市	山形県山形市	3回
⑥ 宮城県仙台市	福島県郡山市	3回
⑦ 宮城県仙台市	福島県南相馬市	3回
⑧ 宮城県仙台市	福島県南相馬市	3回
⑨ 宮城県仙台市	山形県鶴岡市	3回
⑩ 東京都(23区内)	宮城県仙台市	3回

以上。